

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日休む
が翌日
の翌日
当たりの
日)

目 次

◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(職員課)

◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(小中学校課)

◇人委規則 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(職員課)

職員(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(シ))

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(シ)

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(シ)

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(シ)

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則(シ)

◇病院局管 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課)

公布された規則のあらまし

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一 給料表の改定

給料表の全給料月額を引き上げることとした。(別表第一関係)

二 調整基本額表の改定

調整基本額表の全調整基本額を引き上げることとした。(別表第一の三関係)

三 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定は、平成十年四月一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	123,000	223,600	268,900	321,800
2	126,700	231,900	277,700	332,000
3	130,500	240,500	286,500	342,200
4	134,200	249,600	295,300	352,200
5	137,300	258,900	304,000	361,900
6	141,700	267,600	312,700	371,400
7	146,300	286,500	318,900	380,800
8	151,600	295,300	328,500	389,900
9	157,500	304,000	338,100	398,700
10	163,600	312,700	347,600	406,300
11	170,000	318,900	357,200	416,000
12	181,100	328,500	366,700	425,200
13	188,500	338,100	376,000	433,600
14	194,400	347,600	385,100	439,800
15	199,800	357,200	392,900	445,800
16	210,200	366,700	398,700	449,900
17	218,300	376,000	404,200	453,900
18	226,400	385,100	411,800	457,900
19	234,400	392,900	417,000	461,700
20	241,900	398,700	421,500	465,500
21	258,900	404,200	425,300	
22	267,600	407,900	429,100	
23	276,200	411,600	432,900	
24	284,700	415,200	436,700	
25	293,100	418,800	440,400	
26	304,000	422,400		
27	312,700	426,000		
28	321,200	429,600		
29	329,500			
30	337,200			
31	344,900			
32	352,300			
33	358,200			
34	363,300			
35	367,500			
36	371,000			
37	374,200			
38	377,200			
39	379,900			
40	382,600			
41	385,300			
42	388,000			
43	390,700			
44	393,500			

別表第一の三を次のように改める。

別表第一の三(第二条の二関係)

調整基本額表

職務の級	調整基本額	本額
1 級	10,500円。ただし、1号給から11号給まで12号給から15号給まで16号給から20号給まで21号給から25号給まで	5,200円 6,700円 8,700円 10,000円
2 級	11,100円。ただし、1号給から6号給まで7号給から10号給まで	10,000円 10,500円
3 級	11,600円。ただし、1号給から6号給まで7号給から17号給まで	10,500円 11,100円
4 級	12,200円。ただし、1号給から9号給まで	11,600円

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 平成十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、その者の切替日の前日における給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。(切替期間における異動者の号給等)
- 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の、改正後の規則

の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭五十二年一月鳥取県規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「相当の間」を「平成十一年三月三十一日までの間」に改める。

附則別表

最高号給を超える給料月額切替表

1 級	2 級	3 級	4 級
旧給料月額 394,700円	旧給料月額 431,500円	旧給料月額 442,300円	旧給料月額 467,400円
新給料月額 396,300円	新給料月額 433,200円	新給料月額 444,100円	新給料月額 469,300円
旧給料月額 397,500円	旧給料月額 435,100円	旧給料月額 446,000円	旧給料月額 471,200円
新給料月額 399,100円	新給料月額 436,800円	新給料月額 447,800円	新給料月額 473,100円
旧給料月額 400,300円	旧給料月額 438,700円	旧給料月額 449,700円	旧給料月額 475,000円
新給料月額 401,900円	新給料月額 440,400円	新給料月額 451,500円	新給料月額 476,900円
旧給料月額 403,100円	旧給料月額 442,300円	旧給料月額 453,400円	旧給料月額 478,800円
新給料月額 404,700円	新給料月額 444,000円	新給料月額 455,200円	新給料月額 480,700円
旧給料月額 405,900円	旧給料月額 445,900円	旧給料月額 457,100円	旧給料月額 482,600円
新給料月額 407,500円	新給料月額 447,600円	新給料月額 458,900円	新給料月額 484,500円

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第十号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	123,000	223,600	268,900	321,800
2	126,700	231,900	277,700	332,000
3	130,500	240,500	286,500	342,200
4	134,200	249,600	295,300	352,200
5	137,300	258,900	304,000	361,900
6	141,700	267,600	312,700	371,400
7	146,300	286,500	318,900	380,800
8	151,600	295,300	328,500	389,900
9	157,500	304,000	338,100	398,700
10	163,600	312,700	347,600	406,300
11	170,000	318,900	357,200	416,000
12	181,100	328,500	366,700	425,200
13	188,500	338,100	376,000	433,600
14	194,400	347,600	385,100	439,800
15	199,800	357,200	392,900	445,800
16	210,200	366,700	398,700	449,900
17	218,300	376,000	404,200	453,900
18	226,400	385,100	411,800	457,900
19	234,400	392,900	417,000	461,700
20	241,900	398,700	421,500	465,500
21	258,900	404,200	425,300	
22	267,600	407,900	429,100	
23	276,200	411,600	432,900	
24	284,700	415,200	436,700	
25	293,100	418,800	440,400	
26	304,000	422,400		
27	312,700	426,000		
28	321,200	429,600		
29	329,500			
30	337,200			
31	344,900			
32	352,300			
33	358,200			
34	363,300			
35	367,500			
36	371,000			
37	374,200			
38	377,200			
39	379,900			
40	382,600			
41	385,300			
42	388,000			
43	390,700			
44	393,500			

別表第一の三を次のように改める。

別表第一の三(第二条の二関係)

調整基本額表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	10,500円。ただし、1号給から11号給まで5,200円 12号給から15号給まで6,700円 16号給から20号給まで8,700円 21号給から25号給まで10,000円
2 級	11,100円。ただし、1号給から6号給まで10,000円 7号給から10号給まで10,500円
3 級	11,600円。ただし、1号給から6号給まで10,500円 7号給から17号給まで11,100円
4 級	12,200円。ただし、1号給から9号給まで11,600円

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 平成十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、その者の切替日の前日における給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に適用されることとなる期間は、教育委員会が定める。(切替期間における異動者の号給等)
- 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、教育委員会の定める職員の、改正後

の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。(委任)
- 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、教育委員会が定める。(現業職員の給与に關する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 現業職員の給与に關する規則の一部を改正する規則(昭和五十二年一月鳥取県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
附則第十項中「当分の間」を「平成十一年三月三十一日までの間」に改める。

附則別表

最高号給を超える給料月額切替表

1 級	2 級		3 級		4 級	
	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円
394,700	396,300	431,500	433,200	442,300	444,100	467,400
397,500	399,100	435,100	436,800	446,000	447,800	471,200
400,300	401,900	438,700	440,400	449,700	451,500	475,000
403,100	404,700	442,300	444,000	453,400	455,200	478,800
405,900	407,500	445,900	447,600	457,100	458,900	482,600
						484,500

人事委員会規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十六号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十年十二月鳥取県条例第二十六号)附則第三項の規定に基づき、同項に規定する職員(以下「最高号給を超える職員」という。)の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第二条 最高号給を超える職員のうち、平成十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日における給料月額(職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。))別表第三イの備考(二)又はロの備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下「旧給額」という。)が別表のイからチまでの表(以下「切替表」という。)の旧給料月額欄に掲げられている職員の切替日における給料月額は、その者の切替日の前日における給料月額に対応する切替表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における給料月額を決定される職員に対する切替日後における最初の給与条例第四条第八項ただし書(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号)附則第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、その者の切替日の前日における給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の切替日における給料月額を受ける期間に通算する。

(特定の最高号給を超える職員の切替え等)

第四条 最高号給を超える職員のうち、切替日の前日における給料月額が切替表の旧給料月額欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、人事委員会の定めるところによる。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給を超える職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給を超える職員の給料月額の切替表 (第二条関係)

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
192,900	194,400	250,600	252,700	327,200	328,300	376,500	378,000	394,700	396,300	431,500	433,200	442,300	444,100
194,500	196,000	252,600	254,700	329,300	330,300	378,900	380,400	397,500	399,100	435,100	436,800	446,000	447,800
196,100	197,600	254,600	256,700	331,400	332,300	381,300	382,800	400,300	401,900	438,700	440,400	449,700	451,500
197,700	199,200	256,600	258,700	333,500	334,300	383,700	385,200	403,100	404,700	442,300	444,000	453,400	455,200
199,300	200,800	258,600	260,700	335,600	336,300	386,100	387,600	405,900	407,500	445,900	447,600	457,100	458,900

8 級		9 級		10 級		11 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円
467,400	469,300	505,300	507,300	530,100	532,100	600,100	602,100
471,200	473,100	509,600	511,600	534,700	536,700	604,900	606,900
475,000	476,900	513,900	515,900	539,300	541,300	609,700	611,700
478,800	480,700	518,200	520,200	543,900	545,900	614,500	616,500
482,600	484,500	522,500	524,500	548,500	550,500	619,300	621,300

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
361,000	363,300	394,700	396,400	429,000	430,800	440,900	442,900	447,400	449,300	471,300	473,200	480,100	482,100
363,600	365,900	397,400	399,100	431,900	433,700	443,900	445,900	450,600	452,500	474,900	476,800	483,800	485,800
366,200	368,500	400,100	401,800	434,800	436,600	446,900	448,900	453,800	455,700	478,500	480,400	487,500	489,500
368,800	371,100	402,800	404,500	437,700	439,500	449,900	451,900	457,000	458,900	482,100	484,000	491,200	493,200
371,400	373,700	405,500	407,200	440,600	442,400	452,900	454,900	460,200	462,100	485,700	487,600	494,900	496,900

8 級		9 級		10 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円
502,300	504,300	517,200	519,200	539,400	541,400
506,100	508,100	521,300	523,300	543,800	545,800
509,900	511,900	525,400	527,400	548,200	550,200
513,700	515,700	529,500	531,500	552,600	554,600
517,500	519,500	533,600	535,600	557,000	559,000

ハ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円 372,400	円 374,000	円 470,700	円 472,700	円 522,900	円 525,300	円 546,000	円 548,400
円 374,600	円 376,200	円 473,700	円 475,700	円 527,100	円 529,500	円 550,600	円 553,000
円 376,800	円 378,400	円 476,700	円 478,700	円 531,300	円 533,700	円 555,200	円 557,600
円 379,000	円 380,600	円 479,700	円 481,700	円 535,500	円 537,900	円 559,800	円 562,200
円 381,200	円 382,800	円 482,700	円 484,700	円 539,700	円 542,100	円 564,400	円 566,800

ニ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円 323,900	円 325,800	円 456,200	円 458,200	円 488,800	円 491,100	円 517,700	円 520,100
円 325,900	円 327,700	円 458,800	円 460,800	円 491,800	円 494,100	円 521,800	円 524,200
円 327,900	円 329,600	円 461,400	円 463,400	円 494,800	円 497,100	円 525,900	円 528,300
円 329,900	円 331,500	円 464,000	円 466,000	円 497,800	円 500,100	円 530,000	円 532,400
円 331,900	円 333,400	円 466,600	円 468,600	円 500,800	円 503,100	円 534,100	円 536,500

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
315,200	317,200	382,500	384,300	453,600	455,400	505,000	507,000	599,500	601,500
317,500	319,400	385,600	387,300	457,100	458,900	509,000	511,000	603,700	605,700
319,800	321,600	388,700	390,300	460,600	462,400	513,000	515,000	607,900	609,900
322,100	323,800	391,800	393,300	464,100	465,900	517,000	519,000	612,100	614,100
324,400	326,000	394,900	396,300	467,600	469,400	521,000	523,000	616,300	618,300

ハ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円
423,500	426,900	532,100	534,200	590,700	592,800	625,200	627,300
426,500	429,800	535,800	537,800	595,000	597,100	630,000	632,100
429,500	432,700	539,500	541,400	599,300	601,400	634,800	636,900
432,500	435,600	543,200	545,000	603,600	605,700	639,600	641,700
435,500	438,500	546,900	548,600	607,900	610,000	644,400	646,500

ト 医療職給料表 (二) の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円 247,100	円 249,200	円 311,400	円 313,200	円 379,300	円 381,100	円 398,400	円 400,300	円 437,600	円 439,600	円 467,400	円 469,300	円 507,400	円 509,400
円 249,000	円 251,100	円 313,500	円 315,200	円 381,700	円 383,500	円 401,200	円 403,100	円 441,200	円 443,200	円 471,200	円 473,100	円 511,700	円 513,700
円 250,900	円 253,000	円 315,600	円 317,200	円 384,100	円 385,900	円 404,000	円 405,900	円 444,800	円 446,800	円 475,000	円 476,900	円 516,000	円 518,000
円 252,800	円 254,900	円 317,700	円 319,200	円 386,500	円 388,300	円 406,800	円 408,700	円 448,400	円 450,400	円 478,800	円 480,700	円 520,300	円 522,300
円 254,700	円 256,800	円 319,800	円 321,200	円 388,900	円 390,700	円 409,600	円 411,500	円 452,000	円 454,000	円 482,600	円 484,500	円 524,600	円 526,600

チ 医療職給料表 (三) の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円 329,100	円 330,500	円 379,600	円 381,300	円 408,300	円 410,200	円 420,800	円 422,800	円 441,800	円 443,900	円 502,500	円 504,500	円 527,400	円 529,400
円 331,200	円 332,500	円 382,000	円 383,700	円 410,800	円 412,700	円 423,400	円 425,400	円 444,500	円 446,600	円 506,200	円 508,200	円 531,400	円 533,400
円 333,300	円 334,500	円 384,400	円 386,100	円 413,300	円 415,200	円 426,000	円 428,000	円 447,200	円 449,300	円 509,900	円 511,900	円 535,400	円 537,400
円 335,400	円 336,500	円 386,800	円 388,500	円 415,800	円 417,700	円 428,600	円 430,600	円 449,900	円 452,000	円 513,600	円 515,600	円 539,400	円 541,400
円 337,500	円 338,500	円 389,200	円 390,900	円 418,300	円 420,200	円 431,200	円 433,200	円 452,600	円 454,700	円 517,300	円 519,300	円 543,400	円 545,400

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項第五号及び第二項第五号中「あらかじめ人事委員会の承認を得て定める」を「人事委員会の定めるところにより得られる」に改める。

別表第一の一の項中

1 博士課程修了	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院博士課程の修了
2 修士課程修了	学校教育法による大学院修士課程の修了

1 博士課程修了	(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院博士課程の修了 (二) 〔一〕に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2 修士課程修了	(一) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (二) 〔一〕に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

に改める。

別表第十四行政職給料表の項六級の欄中「二七号給」を「二六号給」に改め、同項八級の欄中「九号給」を「八号給」に改め、同表公安職給料表の項六級の欄中「一九号給」を「一八号給」に改め、同表医療職給料表(一)の項三級の欄中「二七号給」を「二六号給」に改め、同表医療職給料表(三)の項二級の欄中「二五号給」を「二六号給」に改め、同項

六級の欄中「九号給」を「八号給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第十四の規定は、平成十年四月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第2条関係）

行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,200円
2 級	6,700円
3 級	8,700円。ただし、1号給8,482円
4 級	10,000円
5 級	10,500円
6 級	11,100円
7 級	11,600円
8 級	12,200円
9 級	13,300円
10 級	14,000円
11 級	16,000円

ロ 公安職給料表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	8,300円。ただし、2号給7,200円、3号給7,501円、4号給7,825円、5号給8,149円
2 級	9,200円。ただし、2号給7,906円、3号給8,239円、4号給8,658円、5号給9,108円
3 級	10,100円。ただし、2号給9,117円、3号給9,490円、4号給9,873円
4 級	10,900円。ただし、1号給10,629円
5 級	11,500円
6 級	12,200円
7 級	12,600円
8 級	13,100円
9 級	13,600円
10 級	14,400円

ハ 教育職給料表(一)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	9,600円。ただし、2号給6,768円、3号給7,060円、4号給7,389円、5号給7,733円、6号給8,167円、7号給8,622円、8号給9,28円、9号給9,243円、10号給9,549円
2 級	12,000円。ただし、2号給8,779円、3号給9,094円、4号給9,427円、5号給9,769円、6号給10,129円、7号給10,638円、8号給11,173円、9号給11,718円
3 級	13,100円 (給与条例別表第三イの備考(二)に定める職員にあつては、13,300円)
4 級	14,500円

ニ 教育職給料表(二)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	8,600円。ただし、2号給6,768円、3号給7,060円、4号給7,389円、5号給7,733円、6号給8,167円
2 級	11,900円。ただし、2号給7,488円、3号給7,866円、4号給8,280円、5号給8,779円、6号給9,094円、7号給9,427円、8号給9,769円、9号給10,129円、10号給

10,638円、11号給11,173円、12号給11,718円

3 級	12,600円 (給与条例別表第三ロの備考(二)に定める職員にあつては、12,900円) 1号給12,456円 (同表ロの備考(二)に定める職員にあつては、12,816円)
4 級	14,100円

ホ 研究職給料表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給6,183円、3号給6,381円、4号給6,615円、5号給6,903円、6号給7,254円、7号給7,641円、8号給8,050円
2 級	9,900円。ただし、2号給8,442円、3号給8,896円、4号給9,306円、5号給9,720円
3 級	11,800円。ただし、1号給11,767円
4 級	12,800円
5 級	16,100円。ただし、1号給15,777円

ハ 医療職給料表(一)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	11,400円。ただし、2号給10,845円、3号給11,304円
2 級	14,200円。ただし、1号給13,644円
3 級	15,900円
4 級	17,100円

ト 医療職給料表(二)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	6,200円
2 級	8,200円。ただし、2号給8,109円
3 級	9,800円。ただし、1号給9,454円、2号給9,778円
4 級	10,500円
5 級	11,500円
6 級	12,300円
7 級	13,400円

ナ 医療職給料表(三)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給6,988円、3号給7,240円、4号給7,510円、5号給7,794円、6号給8,172円
2 級	10,200円。ただし、2号給8,221円、3号給8,608円、4号給9,031円、5号給9,297円、6号給9,571円、7号給9,846円、8号給10,147円
3 級	10,500円。ただし、1号給10,161円、2号給10,480円
4 級	10,900円
5 級	11,300円
6 級	12,700円
7 級	13,800円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十九号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

期間の区分	職 員					2項職員 円
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	51,600
1 年 以 上 2 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	51,600
2 年 以 上 3 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	51,600
3 年 以 上 4 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	51,600
4 年 以 上 5 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	51,600
5 年 以 上 6 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	51,600
6 年 以 上 7 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	49,800
7 年 以 上 8 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	48,000
8 年 以 上 9 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	46,200
9 年 以 上 10 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	44,400
10 年 以 上 11 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	42,600
11 年 以 上 12 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	40,800
12 年 以 上 13 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	39,000
13 年 以 上 14 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	37,200
14 年 以 上 15 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	35,800
15 年 以 上 16 年 未 満	316,400	276,800	222,700	164,100	103,200	34,400
16 年 以 上 17 年 未 満	312,000	272,800	219,400	161,500	101,600	33,000
17 年 以 上 18 年 未 満	307,600	268,800	216,100	158,900	100,000	31,600
18 年 以 上 19 年 未 満	303,200	264,800	212,800	156,300	98,400	30,200
19 年 以 上 20 年 未 満	298,800	260,800	209,500	153,700	96,800	28,800
20 年 以 上 21 年 未 満	294,400	256,800	206,200	151,100	95,200	27,400
21 年 以 上 22 年 未 満	281,800	246,300	198,500	145,200	91,700	26,700
22 年 以 上 23 年 未 満	269,000	235,700	190,600	139,400	87,800	26,000
23 年 以 上 24 年 未 満	256,500	225,300	183,100	133,500	84,300	25,000
24 年 以 上 25 年 未 満	243,900	214,700	175,200	127,900	80,500	24,200
25 年 以 上 26 年 未 満	231,200	204,200	167,500	122,100	77,000	23,500
26 年 以 上 27 年 未 満	215,500	190,000	156,000	113,900	71,900	22,800
27 年 以 上 28 年 未 満	200,000	176,000	144,900	105,800	67,200	22,100
28 年 以 上 29 年 未 満	184,300	161,900	133,500	97,600	62,500	21,300
29 年 以 上 30 年 未 満	168,600	147,700	122,100	89,400	57,400	20,900
30 年 以 上 31 年 未 満	150,500	132,200	109,900	80,500	52,500	20,400
31 年 以 上 32 年 未 満	132,500	116,600	97,700	71,800	47,300	19,600
32 年 以 上 33 年 未 満	114,600	101,200	85,700	62,800	42,400	18,700
33 年 以 上 34 年 未 満	83,600	75,900	65,900	49,700	34,000	17,800
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年三月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「四千元」を「六千元」に改め、同項第二号中「八千元」を「一万二千元」に改め、同項第三号中「一万二千元」を「一万八千元」に改め、同項第四号中「一万六千元」を「二万四千元」に改め、同項第五号中「二万円」を「三万円」に改め、同項第六号中「二万三千元」を「三万五千元」に改め、同項第七号中「二万六千元」を「四万円」に改め、同項第八号中「二万九千元」を「四万五千元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の単身赴任手当の支給に関する規則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十一号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「一万八千元」を「一万九千元」に、「一万八百元」を「一万四千四百円」に改め、同項第二号中「六千八百円」を「七千元」に改め、同項第三号中「三千八百円」を「四千元」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年一月一日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

鳥取県病院局管理規程第二号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号中「一万八千元」を「一万九千元」に、「一万八百元」を「一万四千四百円」に改め、同項第二号中「三千八百円」を「四千元」に改め、同条第三項中「五千七百元」を「六千元」に、「二万七千元」を「二万八千五百円」に改める。別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第二 医療職給料表 (第三条関係)

イ 医療職給料表(一)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	303,200	355,500	438,600
2	241,000	319,800	372,800	451,900
3	251,200	336,400	390,000	464,300
4	266,700	353,200	407,200	476,500
5	283,100	370,100	420,300	488,300
6	299,400	387,200	433,700	500,000
7	315,200	404,300	446,700	511,200
8	331,000	417,300	459,000	521,900
9	346,300	429,000	470,900	532,600
10	359,500	439,900	482,100	542,800
11	372,600	449,800	493,100	552,900
12	385,400	459,200	504,000	562,300
13	394,900	468,500	514,300	571,200
14	404,000	477,600	524,500	580,100
15	411,600	486,700	533,500	588,800
16	416,400	495,600	542,500	597,500
17	421,100	502,100	551,400	605,700
18	424,000	507,500	558,500	612,400
19		512,100	565,300	617,700
20		515,800	570,200	622,500
21		519,600	575,100	
22		523,400	579,900	
23		527,000	584,200	
24		530,600	588,500	

□ 医療職給料表(二)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	210,100	234,300	271,800	314,700	351,400
2	141,900	180,200	217,300	242,700	281,500	325,100	363,400
3	147,500	186,900	225,000	251,400	291,200	335,500	375,400
4	154,400	193,600	233,100	260,100	301,000	345,800	387,300
5	161,300	200,300	241,400	268,800	310,900	356,100	399,100
6	169,000	207,000	249,900	277,500	320,800	366,000	410,900
7	176,700	213,800	258,500	286,300	330,900	375,800	423,100
8	183,100	220,700	267,000	295,200	340,800	385,600	435,300
9	189,500	227,700	275,600	304,200	350,500	395,500	447,000
10	194,900	235,200	284,100	313,200	360,000	405,500	457,600
11	200,300	242,200	292,600	322,000	369,400	415,400	467,700
12	205,600	249,100	300,900	330,500	378,200	424,600	476,000
13	210,800	255,700	309,000	338,500	387,100	433,200	482,800
14	215,700	262,300	316,900	346,400	395,200	439,600	489,500
15	220,200	268,100	324,500	353,900	401,500	445,700	496,400
16	224,700	273,600	331,800	360,000	407,800	449,900	500,800
17	229,000	278,800	338,600	365,400	412,700	453,900	505,100
18	233,300	284,000	344,800	370,300	417,500	457,900	
19	236,800	288,700	349,000	374,000	421,500	461,700	
20	239,900	293,200	353,200	377,600	425,200	465,500	
21	242,900	296,500	356,900	381,000	428,800		
22	245,400	299,100	359,700	384,100	432,400		
23	247,300	301,500	362,500	387,000	436,000		
24		303,400	365,000	389,500			
25		305,300	367,400	392,000			
26		307,200	369,600	394,700			
27		309,200	371,800	397,500			
28		311,200	374,000				
29			376,300				
30			378,700				

ハ 医療職給料表(三)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	225,800	249,200	281,200	318,700	353,500
2	155,300	182,700	232,900	256,700	289,900	328,500	365,500
3	160,900	191,300	241,300	264,300	298,600	338,800	377,500
4	166,900	200,700	248,800	271,900	307,300	349,400	389,500
5	173,200	206,600	256,300	279,500	316,200	359,800	401,400
6	181,600	212,700	263,800	287,500	325,000	369,700	413,800
7	190,200	218,800	271,300	295,500	333,700	379,600	426,300
8	199,000	225,500	278,800	303,600	342,200	389,500	438,100
9	204,200	232,600	286,400	311,800	350,000	399,500	449,600
10	209,500	240,500	294,200	320,000	357,800	409,700	460,600
11	214,900	248,000	302,000	328,000	365,600	420,100	471,200
12	220,500	255,500	309,800	335,700	373,300	429,800	480,700
13	226,300	262,900	317,300	343,000	381,100	438,700	488,900
14	232,400	270,400	324,600	350,200	388,800	447,600	497,000
15	238,300	277,800	331,800	357,300	396,500	456,500	504,900
16	244,100	285,200	338,500	364,200	404,000	464,700	512,200
17	249,900	292,600	345,100	370,900	411,100	472,800	517,100
18	255,600	299,900	351,300	377,400	417,300	480,700	521,400
19	261,400	307,000	357,400	383,700	422,200	488,000	525,400
20	267,000	314,100	363,500	389,600	426,600	492,900	
21	272,300	321,100	369,600	395,100	431,000	497,100	
22	277,400	327,400	375,400	400,200	435,000	500,800	
23	281,700	333,500	380,700	404,200	438,500		
24	286,300	339,600	385,900	407,800	441,200		
25	290,500	345,300	390,200	411,200			
26	294,600	349,400	393,600	414,600			
27	298,200	353,000	396,700	417,600			
28	301,600	356,300	399,600	420,200			
29	304,200	359,100	402,400				
30	306,400	361,300	405,200				
31	308,300	363,500	407,700				
32	310,300	365,600					
33	312,400	367,600					
34	314,500	369,700					
35	316,500	371,800					
36	318,400	374,100					
37	320,300	376,500					
38	322,400	378,900					
39	324,400						
40	326,500						
41	328,500						

別表第三 現業職給料表 (第三条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	123,000	223,600	268,900	321,800
2	126,700	231,900	277,700	332,000
3	130,500	240,500	286,500	342,200
4	134,200	249,600	295,300	352,200
5	137,300	258,900	304,000	361,900
6	141,700	267,600	312,700	371,400
7	146,300	286,500	318,900	380,800
8	151,600	295,300	328,500	389,900
9	157,500	304,000	338,100	398,700
10	163,600	312,700	347,600	406,300
11	170,000	318,900	357,200	416,000
12	181,100	328,500	366,700	425,200
13	188,500	338,100	376,000	433,600
14	194,400	347,600	385,100	439,800
15	199,800	357,200	392,900	445,800
16	210,200	366,700	398,700	449,900
17	218,300	376,000	404,200	453,900
18	226,400	385,100	411,800	457,900
19	234,400	392,900	417,000	461,700
20	241,900	398,700	421,500	465,500
21	258,900	404,200	425,300	
22	267,600	407,900	429,100	
23	276,200	411,600	432,900	
24	284,700	415,200	436,700	
25	293,100	418,800	440,400	
26	304,000	422,400		
27	312,700	426,000		
28	321,200	429,600		
29	329,500			
30	337,200			
31	344,900			
32	352,300			
33	358,200			
34	363,300			
35	367,500			
36	371,000			
37	374,200			
38	377,200			
39	379,900			
40	382,600			
41	385,300			
42	388,000			
43	390,700			
44	393,500			

別表第八を次のように改める。

別表第八(第五条関係)

イ 医療職給料表()

職務の級	調	整	基	本	額
一級	六千二百円				
二級	八千二百円。ただし、二号給				八千九百円
三級	九千八百円。ただし、一号給 二号給				九千四百五十四円 九千七百七十八円
四級	一万五百円				
五級	一万千五百円				
六級	一万二千三百円				
七級	一万三千四百円				

ロ 現業職給料表

職務の級	調	整	基	本	額
一級	一万五百円。ただし、一号給から十一号給まで 十二号給から十五号給まで 十六号給から二十号給まで 二十一号給から二十五号給まで				五千二百円 六千七百円 八千七百円 一万円
二級	一万千五百円。ただし、一号給から六号給まで 七号給から十号給まで				一万円 一万千五百円
三級	一万千六百円。ただし、一号給から六号給まで 七号給から十七号給まで				一万千五百円 一万千五百円
四級	一万二千二百円。ただし、一号給から九号給まで				一万千六百円

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、平成十一年一月一日から施行する。

2 この規程(第二十一条の改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

3 平成十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、その者の切替日の前日における給料月額に対応する附則別表のイからホまでの表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

5 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 前三項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表 最高号給を超える給料月額の切替表
 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
円 192,900	円 194,400	円 250,600	円 252,700	円 327,200	円 328,300	円 376,500	円 378,000	円 394,700	円 396,300	円 431,500	円 433,200	円 442,300	円 444,100
円 194,500	円 196,000	円 252,600	円 254,700	円 329,300	円 330,300	円 378,900	円 380,400	円 397,500	円 399,100	円 435,100	円 436,800	円 446,000	円 447,800
円 196,100	円 197,600	円 254,600	円 256,700	円 331,400	円 332,300	円 381,300	円 382,800	円 400,300	円 401,900	円 438,700	円 440,400	円 449,700	円 451,500
円 197,700	円 199,200	円 256,600	円 258,700	円 333,500	円 334,300	円 383,700	円 385,200	円 403,100	円 404,700	円 442,300	円 444,000	円 453,400	円 455,200
円 199,300	円 200,800	円 258,600	円 260,700	円 335,600	円 336,300	円 386,100	円 387,600	円 405,900	円 407,500	円 445,900	円 447,600	円 457,100	円 458,900

8 級		9 級		10 級		11 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
円 467,400	円 469,300	円 505,300	円 507,300	円 530,100	円 532,100	円 600,100	円 602,100
円 471,200	円 473,100	円 509,600	円 511,600	円 534,700	円 536,700	円 604,900	円 606,900
円 475,000	円 476,900	円 513,900	円 515,900	円 539,300	円 541,300	円 609,700	円 611,700
円 478,800	円 480,700	円 518,200	円 520,200	円 543,900	円 545,900	円 614,500	円 616,500
円 482,600	円 484,500	円 522,500	円 524,500	円 548,500	円 550,500	円 619,300	円 621,300

ロ 医療職給料表 (一) の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円
423,500	426,900	532,100	534,200	590,700	592,800	625,200	627,300
426,500	429,800	535,800	537,800	595,000	597,100	630,000	632,100
429,500	432,700	539,500	541,400	599,300	601,400	634,800	636,900
432,500	435,600	543,200	545,000	603,600	605,700	639,600	641,700
435,500	438,500	546,900	548,600	607,900	610,000	644,400	646,500

ハ 医療職給料表 (二) の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
247,100	249,200	311,400	313,200	379,300	381,100	398,400	400,300	437,600	439,600	467,400	469,300	507,400	509,400
249,000	251,100	313,500	315,200	381,700	383,500	401,200	403,100	441,200	443,200	471,200	473,100	511,700	513,700
250,900	253,000	315,600	317,200	384,100	385,900	404,000	405,900	444,800	446,800	475,000	476,900	516,000	518,000
252,800	254,900	317,700	319,200	386,500	388,300	406,800	408,700	448,400	450,400	478,800	480,700	520,300	522,300
254,700	256,800	319,800	321,200	388,900	390,700	409,600	411,500	452,000	454,000	482,600	484,500	524,600	526,600

二 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
329,100	330,500	379,600	381,300	408,300	410,200	420,800	422,800	441,800	443,900	502,500	504,500	527,400	529,400
331,200	332,500	382,000	383,700	410,800	412,700	423,400	425,400	444,500	446,600	506,200	508,200	531,400	533,400
333,300	334,500	384,400	386,100	413,300	415,200	426,000	428,000	447,200	449,300	509,900	511,900	535,400	537,400
335,400	336,500	386,800	388,500	415,800	417,700	428,600	430,600	449,900	452,000	513,600	515,600	539,400	541,400
337,500	338,500	389,200	390,900	418,300	420,200	431,200	433,200	452,600	454,700	517,300	519,300	543,400	545,400

ホ 現業職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円
394,700	396,300	431,500	433,200	442,300	444,100	467,400	469,300
397,500	399,100	435,100	436,800	446,000	447,800	471,200	473,100
400,300	401,900	438,700	440,400	449,700	451,500	475,000	476,900
403,100	404,700	442,300	444,000	453,400	455,200	478,800	480,700
405,900	407,500	445,900	447,600	457,100	458,900	482,600	484,500